

企業申請品目に係る食品健康影響評価についての 標準処理期間の達成状況（報告）

平成 25 年 1 月 4 日 食品安全委員会事務局

平成 22 年 1 月 1 日以降に食品安全委員会においてリスク評価の要請事項が説明された企業申請品目については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成 21 年 7 月 16 日食品安全委員会決定）に基づき、要請事項の説明を受けた日から 1 年以内に当該要請に対する食品健康影響評価の結果を通知するよう努めることとされている。

これに関しては、上記委員会決定の 5 により、標準処理期間の達成状況について、事務局は毎年 1 回、食品安全委員会に対して報告を行うこととされている。

については、平成 22 年以降における標準処理期間の達成状況（平成 24 年 12 月末日現在）を下記のとおり報告する。

記

企業申請品目について、平成 22 年以降に評価の要請を受けた件数及び結果を通知した件数並びに各々の標準処理期間との関係は、次表のとおりである。

	計	分野別内訳					
		添加物	農薬 ^(注)	動物用 医薬品	遺伝子 組換え 食品等	新開発 食品	肥料・ 飼料等
評価の要請を受けた件数	229	6	122 ^{<2>} (7)	19	68	13	1
平成22年	82	0	45 ^{<1>} (4)	3	25	8	1
平成23年	72	0	46 ^{<1>}	2	23	1	0
平成24年	75	6	31 (3)	14	20	4	0
評価結果を通知した件数	159	1	95 ^{<2>} (5)	8	49	6	0
うち標準処理期間を 超過した件数	5	0	5 ^{<0>} (0)	0	0	0	0
平成22年	17	0	5 (2)	2	10	0	0
うち標準処理期間を 超過した件数	0	0	0	0	0	0	0
平成23年	47	0	27 ^{<0>} (1)	2	14	4	0
うち標準処理期間を 超過した件数	1	0	1 ^{<0>} (0)	0	0	0	0
平成24年	95	1	63 ^{<2>} (2)	4	25	2	0
うち標準処理期間を 超過した件数	4	0	4 ^{<0>} (0)	0	0	0	0
審議中の件数	70	5	27 (2)	11	19	7	1
うち標準処理期間を 超過した件数	0	0	0 (0)	0	0	0	0

注：＜＞内は、添加物にも関連する案件(内数)である。

()内は、動物用医薬品にも関連する案件(内数)である。